

「普通預金規定」新旧対照表

公表日：2019年12月27日

赤字：追加、変更

青字：削除

<コメント>

改定前	改定後（預金共通規定に取り纏め）	備考
<p>普通預金規定</p> <p><新規></p> <p>8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>（1）この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>（2）この預金の通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>（3）通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。</p> <p>9.（成年後見人等の届出）</p> <p>（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p><新規></p>	<p>預金共通規定</p> <p>1.（本規定の適用範囲）</p> <p>（1）本規定は、総合口座・普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金・（自動継続）自由金利型定期預金（M型）・（自動継続）自由金利型定期預金・自動継続期日指定定期預金・自動継続変動金利定期預金・積立定期預金の各預金に共通して適用されます。</p> <p>（2）本規定では、前項の各預金について、単に「預金」と表記します。</p> <p>2.（届出事項の変更、証書、通帳の再発行等）</p> <p>（1）預金の証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>（2）預金の証書、通帳または印章を失った場合の預金の払戻し、解約または証書、通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>（3）証書、通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。</p> <p>3.（成年後見人等の届出）</p> <p>（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</p>	<p>預金共通規定の範囲を追記</p> <p>「通帳」を「証書、通帳」以下同じ</p> <p>「この」を削除以下同じ</p> <p>改正民法第102条に伴う追加</p>

「普通預金規定」新旧対照表

公表日：2019年12月27日

赤字：追加、変更

青字：削除

<コメント>

改定前	改定後（預金共通規定に取り纏め）	備考
<p style="text-align: center;"><～中略～></p> <p>10.（印鑑照合等） 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>11.（譲渡、質入れ等の禁止） (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの預金の通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p style="text-align: center;"><～中略～></p> <p style="text-align: center;"><新規></p>	<p style="text-align: center;"><～中略～></p> <p>4.（印鑑照合等） 払戻請求書、証書または諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>5.（譲渡、質入れ等の禁止） (1) 預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および預金の証書、通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。 (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。</p> <p>6.（取引の制限等） (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断し</p>	<p>「証書または」を追加</p> <p>前記と同様</p> <p>「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定</p>

「普通預金規定」新旧対照表

公表日：2019年12月27日

赤字：追加、変更

青字：削除

<コメント>

改定前	改定後（預金共通規定に取り纏め）	備考
<p data-bbox="323 703 432 736"><新規></p> <p data-bbox="92 1279 523 1312">1. （反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p data-bbox="113 1326 665 1359">普通預金（以下「この預金」といいます。）</p> <p data-bbox="86 1373 671 1695">は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p data-bbox="92 1758 298 1792">12. （解約等）</p> <p data-bbox="292 1852 461 1886"><～中略～></p> <p data-bbox="102 1948 668 2078">(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口</p>	<p data-bbox="735 273 1273 403">た場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p data-bbox="710 416 1273 736">(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p data-bbox="710 750 1273 880">(4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p data-bbox="710 893 1273 1214">(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p> <p data-bbox="699 1279 1129 1312">7. （反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p data-bbox="692 1373 1273 1646">預金口座は、第8条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合は預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p data-bbox="699 1758 876 1792">8. （解約等）</p> <p data-bbox="710 1948 1273 2078">(1) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口</p>	<p data-bbox="1299 1373 1505 1599">「普通預金」を「預金口座」に変更 条項の変更に伴う参照先の変更</p> <p data-bbox="1299 1758 1505 2029">改定前の（1）部分（普通預金規定）は変更なし。（2）以降を預金共通規定へ取り纏め</p>

「普通預金規定」新旧対照表

公表日：2019年12月27日

赤字：追加、変更

青字：削除

<コメント>

改定前	改定後（預金共通規定に取り纏め）	備考
<p>座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合</p> <p style="text-align: center;"><新規></p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><新規></p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p>	<p>座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②預金の預金者が第5条第1項に違反した場合</p> <p>③預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、総合口座取引の場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p>	<p></p> <p>条項の変更に伴う参照先の変更「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定</p> <p>総合口座取引の場合を追加</p> <p>東京都暴力団排除条例等を踏まえた改定</p>

「普通預金規定」新旧対照表

公表日：2019年12月27日

赤字：追加、変更

青字：削除

<コメント>

改定前	改定後（預金共通規定に取り纏め）	備考
<p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>13.（通知等） 届出のあった氏名（名称）、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p><新規></p> <p>以上</p> <p><改定に伴い上記の条項が各種預金から削除されます。></p>	<p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>9.（通知等） 届出のあった氏名（名称）、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>10.（規定の変更） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>以上</p> <p>改定日：2020年3月2日 本対照表は、以下の各種預金に共通する内容です。同様に改定する規定は以下の通りです。 総合口座取引 普通預金 貯蓄預金 納税準備預金規定 通知預金規定 自由金利型定期預金（M型） 自動継続自由金利型定期預金（M型） 自由金利型定期預金規定 自動継続自由金利型定期預金規定 自動継続期日指定定期預金規定 自動継続変動金利定期預金規定 積立定期預金規定</p>	<p>変更なし</p> <p>改正民法第 548 条の 4 に伴う追加</p>